

18歳から大人に

～成年年齢が20歳から18歳に引き下げられました～

★広報課 ☎ 25-11155
★商工観光課 ☎ 25-1175

民法の改正により、4月から成年年齢が18歳に引き下げられました。それにより現在18歳、19歳の方は新成人となり、17歳の方は18歳の誕生日に新成人になります。

新成人になって変わること、変わらないこと、注意が必要なことをお知らせします。



18歳になると何がかわるの？

18歳（成人）になるとできること

- 親の同意がなくても契約ができる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む など
- 10年有効のパスポートを取得する
- 公認会計士、司法書士、医師免許や薬剤師免許などの国家資格を取得する
- 結婚
 - 女性の結婚可能年齢が18歳に引き上げられ男女ともに18歳になる など

20歳にならないとできないこと (これまでと変わらないこと)

- 飲酒をする
- 喫煙をする
- 競馬、競輪、オートレース、競艇の投票券を買う
- 養子を迎える
- 大型・中型自動車免許の取得

新成人の消費者トラブルに注意

成人すると、親などの法定代理人の同意がなくても、自分の意思で契約できるようになり、高校生でもローンを組んだり、クレジットカードが作れたりするようになります。

未成年者の場合、法定代理人の同意のない契約を取り消すことができますが、成人すると民

法の未成年者取消権に基づく取り消しができなくなります。そのため保護がなくなったばかりの高校生・大学生を狙う悪質な業者もいます。

消費者トラブルに巻き込まれないよう、契約や買い物は、しっかりと考えてからを徹底しましょう。

困ったときは一人で悩まないで

契約やお金のトラブルが起きた時に相談できる窓口があります。

■契約や買い物で「困ったな」と思ったら

消費者ホットライン ☎ 188

■警察に対する相談

警察相談ダイヤル ☎ #9110

■貸金業に関するお問い合わせ

日本貸金業協会貸金業相談・紛争解決センター ☎ 0570-051-051

関東財務局金融監督第5課

☎ 048-600-1151

■減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分	障害の級
心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこうまたは直腸	1級または3級
体幹	1～3級及び5級
聴覚	2級または3級
視覚	1～3級及び4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
音声または言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る）
平衡機能	3級
上肢 ※主に手や腕	1級または2級
下肢 ※主に足	1～6級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（上肢）	1級または2級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動）	1～6級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能、肝臓	1～3級
療育手帳	Ⓐ または A
精神障害者保健福祉手帳	1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方
戦傷病者手帳	身体障害者手帳の減免の範囲に準じる

※障害名が「半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの等級（上肢〇級、下肢〇級）により判定します。

※障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳1～2級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳ⒶまたはAの方、精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方が対象となります。

要件（いずれかに該当の場合）
●車両の所有者及び運転者が、障害者本人または障害者と生計をともにする方
●車両の所有者が障害者本人で、その世帯に運転できる方がなく、同一生計でない常時介護する方が運転する場合

軽自動車税種別割の手続
申請場所 課税課（市役所1階）、支所市民福祉課（アスピーアこだま1階）

申請期間 5月31日（火）
令和3年度に軽自動車税種別割の減免を受けた方は、申請事項の変更の有無によって手続が変わります。
変更がない場合 今年度の申請

変更がある場合 住所や運転者が変更になる、車両が変わるなどの場合、申請が必ずです。
※詳しくは、市HPまたは課税課でご確認ください。

軽自動車税種別割に関すること・課税課 ☎ 25-1122・FAX 25-1191、支所市民福祉課 ☎ 72-1333・FAX 72-1630
★自動車税種別割に関すること・本庄県税事務所 ☎ 22-6100・FAX 22-2844
★軽自動車税環境性能割・自動車税環境性能割に関すること・自動車税事務所熊谷支所 ☎ 048-532・8011

左表に該当する心身障害者等が要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために使用する軽自動車・普通自動車等のうち、障害者1人につき1台に限り、軽自動車税種別割・環境性能割、自動車税種別割・環境性能割が減免になります。

※軽自動車税環境性能割、自動車税種別割・環境性能割の減免では、その他にも要件があります。詳しくは、各問合わせ先でご確認ください。

申請期間 5月31日（火）

昨年度軽自動車税種別割の減免を受けた方へ
〜継続申請について〜

令和3年度に軽自動車税種別割の減免を受けた方は、申請事項の変更の有無によって手続が変わります。

変更がない場合 今年度の申請



軽自動車税環境性能割、自動車税種別割・環境性能割の手続

申請場所 県内各県税事務所、自動車税事務所及び各支所

申請期限 5月31日（火）（4月1日時点で所有する自動車の場合）

※年度途中で取得した自動車の場合は、別途期限が設定されます。

軽自動車税種別割に関すること・課税課 ☎ 25-1122・FAX 25-1191、支所市民福祉課 ☎ 72-1333・FAX 72-1630